



平成 31 年 2 月 18 日

## 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

紹介議員

古川 よし枝

住所 311-3121 東茨城郡茨城町谷田部 295  
団体名 茨城県労働組合総連合(略称 茨城労連)  
代表者名 議長 白石 勝巳  
電話番号 029-219-1031

## 〔請願の趣旨、理由〕

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私達は全国労働組合総連合（略称 全労連）をナショナルセンターとする茨城県労働組合総連合（略称 茨城労連）です。県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げの実現をめざして活動している組織です。

昨年 10 月 1 日から、茨城県の最低賃金は 26 円引き上がり 822 円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（現在 874 円）に比べて 52 円低く、関東 1 都 6 県の中で下から 2 番目の低さです。結果、最低賃金が高い千葉県や東京都に労働者が流出してしまっています。人手不足の要因のひとつに最低賃金額が低いことが上げられます。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金雇用におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることを請願いたします。

## 〔請願項目〕

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立する等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給 1500 円以上、即時時給 1000 円以上に引き上げること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。

上記の通り請願いたします。

つくばみらい市議会  
染谷 礼子 議長 様

## 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

「最低賃金」は、労働者の生活の安定、労働条件の改善を図る上で大変重要な役割を担っています。また、最低賃金を大幅に引き上げることは、労働者の「質」を高め、企業の生産性を向上させ、地域経済の活性化にもつながります。

現在、非正規雇用労働者は2000万人を超え、その多くが若者と女性、高齢者で占められています。非正規雇用労働者の多くは、フルタイムで働いても年収200万円以下の「ワーキングプア」という状況に追い込まれ、経済的自立や結婚もおぼつかない状態で、少子化の最大要因であり、社会保障制度の根幹も揺るがし、地域経済の衰退を招く事態になっています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は26円引き上がり822円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給（現在874円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。結果、最低賃金が高い千葉や東京に労働者が流出してしまっています。人手不足の要因のひとつに最低賃金額が低いことが上げられます。

そこで、国においては、最低賃金の趣旨をふまえ、労働者の生活の安定という本来の役割が担える額に引き上げること、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金制度を確立する必要があります。また、最低賃金引き上げのために、中小企業に対する賃金助成や税・社会保険料の減免など、国の支援予算を増額するとともに、大企業による単価の買いたたき、一方的な発注中止をやめさせ、中小企業と大企業が公正に取引できるようルールを確立させなければなりません。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出いたします。

## 記

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立する等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1500円以上、即時時給1000円以上に引き上げること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成31年 月 日

茨城県つくばみらい市議会議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣 宛

中央最低賃金審議会会長 宛

茨城最低賃金審議会会長 宛